

第 1 2 回農業委員会定例会(シナリオ)	
1 日 時	令和 6 年 1 2 月 2 6 日 (木) 午後 4 時 0 0 分 午後 4 時 4 5 分
2 場 所	竹原市民館 2 階 第 2 ・ 第 3 会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、4 渡橋委員、5 赤坂委員、 6 土居委員、7 石本委員 欠席農業委員 推進委員 大藤推進委員、建山推進委員、原一馬推進委員、増田推進委員 田中推進委員、岡田推進委員、土居推進委員、須賀推進委員、 原潤子推進委員、大木推進委員、亀田推進委員、片田推進委員、 佐伯推進委員
4 説明員	松岡事務局長、南谷係長、鳥本専門員、若本主事
5 審議案件	議案第 5 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 5 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 5 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 5 5 号 非農地承認申請について 議案第 5 6 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 5 7 号 太陽光発電設備の転用に伴うガイドラインの一部改正について 報告第 2 0 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和6年第12回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、1番宮崎委員を指名いたします。 それでは、日程第1、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、仁賀町〇〇の1筆、地目は田、面積は1,697㎡です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、水稻を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。
大藤 推進委員	申請地は、仁賀地域交流センターから北西へ約2km付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 2番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計2筆、地目は田が1筆、畑が1筆、面積は計529㎡です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、玉ねぎ・ブルーベリーを作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。

大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北東へ約 1.5 km 付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 1 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、竹原町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目はいずれも田、面積は計 1,992 m ² です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、とうもろこし、ブロッコリーを作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原西小学校から西へ約 500m 付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 2、議案第 53 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、忠海東町一丁目〇〇、〇〇の計 2 筆、地目はいずれも田、面積は計 531 m²です。 賃貸用駐車場の用途で利用するものです。 既に賃貸用駐車場として使用しているため、申請人から始末書の提出を受けており、申請人は深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨、誓約されております。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った石本委員から補足説明をお願いします。
石本 推進委員	申請地は、忠海支所から南東へ約 550m 付近にあります。 現地確認時、駐車場として利用されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 5 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、新庄町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 985 m²です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った田中推進委員から補足説明をお願いします。
田中 推進委員	申請地は、東野小学校から北東へ約 550m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の6ページをご覧ください。 2番の申請地は、吉名町〇〇の計1筆、地目は畑、面積は1,342 m ² です。 キャンプ場及び進入路の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 既にキャンプ場及び進入路の用途で利用しているため、申請人から始末書の提出を受けており、申請人は深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨、誓約されております。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから南東へ約1.8km付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして3番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 7 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇、〇〇の計 3 筆、地目はいずれも畑、面積は計 514 m²です。 資材置場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北西へ約 700m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 4 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 8 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、東野町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目はいずれも田、面積は計 432 m²です。 工事用仮設道路の用途で利用することに伴い、使用貸借権を設定するものです。 一時転用期間は、令和 7 年 1 月 6 日から 1 0 月 3 1 日までです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野地域交流センターから南東へ約 200m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第4、議案第55号「非農地承認申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の9ページをご覧ください。 1番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計8筆、地目はいずれも畑、面積は計2,138.3㎡です。 一部は平成6年頃から管理できなくなり山林状態となっており、一部は、平成11年頃から〇〇の自宅用地として現在に至るまで使用しているとともに、自身が経営している〇〇株式会社の事務所、駐車場兼資材置場として現在に至るまで利用しています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから南東へ約500m付近にあります。 現地確認時、既に事務所、駐車場兼資材置場として利用されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、2番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 10 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇、〇〇の計 3 筆、地目はいずれも畑、面積は計 2,176 m²です。 平成 6 年頃に耕作者である母が亡くなって以降、管理していなかったため、現在山林状態となっています。 本件につきましては、令和 6 年 10 月総会において、太陽光発電設備の用途に利用することに伴い、農地法第 5 条許可を行った農地ではありますが、広島県常設審議会に意見聴取を行ったところ、利用しない面積が多かったため、再審議案件となり、現地を常設審議委員及び広島県農業会議局長と再調査したところ、非農地判断が適当であるとの判断に至ったものです。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから南西へ約 1.5 km 付近にあります。 現地確認時、既に山林状態となっていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第 5、議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 11～17 ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計 35,003.57 m²、対象人員が、貸し手が 13 人、借り手が 8 人、1 団体です。 本議案が可決の場合、令和 6 年 12 月 27 日付けで、公告いたします。 詳細につきましては、参考資料 11～17 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。議案第 5 6 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第 6、議案第 5 7 号「太陽光発電設の転用に伴うガイドラインの一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、別紙「竹原市農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン」をご覧ください。 本議案につきましては、農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの一部改正に対する農業委員会の意見の決定を行うものです。 詳細につきましては、担当の事務局員から説明いたします。
事務局員	<ガイドラインの一部改正内容について説明>
議 長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ご質疑、ご意見がないようですので、本ガイドラインの一部改正内容について決定することにご異議はありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、本ガイドラインの一部改正内容について決定いたします。 次に日程第 7、報告第 2 0 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 7 ページ、参考資料の 18～23 ページをご覧ください。 令和 6 年 11 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は 11 件、筆数は田 16 筆、畑 38 筆の計 54 筆、面積は計 20,869.72 m²の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 18～23 ページをご確認ください。 説明は以上です。

議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和6年第12回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月26日

議 長 祐本 征武

署名委員 宮崎 信之